

総行住第 111 号
令和 3 年 8 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

このたび、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 改正概要

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）が令和 3 年 8 月 26 日に施行されることに伴う改正を行った。
- (2) その他、必要な規定の整備を行った。

第 3 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表（令和3年8月26日実施）

（下線の部分は改正部分）

旧（現行）	新（令和3年8月26日実施）
<p>第1 （略）</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）<u>第7条</u>に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第5－10によるものとする。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）<u>第6条</u>に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第5－10によるものとする。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第3 （略）</p>

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

住民異動届

世帯番号
新旧

異動年月日 令和 年 月 日
届出の任に当たっている者の氏名
届出の任に当たっている者の住所

届出年月日 令和 年 月 日
届出の任に当たっている者の氏名
届出の任に当たっている者の住所

※ 届出の任に当たっている者本人による署名の場合、押印は、必要ありません。

Table with columns: 氏名, 生年月日, 性別, 続柄, 住民票コード, 国籍・地域, 在留資格, 在留期間等, 国民年金, 国民年金種別, 国民年金番号, 介護資格, 後期高齢者, 児童手当, 職業, 異動項目 (戸籍, 選挙, 国保, 高後, 介護, 年金, 教育). Includes registration details and a signature line for the registrant.

- ※1 生年月日欄は外国人住民の方は国籍で記入しても差し支えありません。
※2 住民票コードは記入時のみ記載してください (住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。)。
※3 外国人住民の方のみ記入してください。
※4 日本人の方のみ記入してください。

(事務処理記載欄)

住民異動届

世帯番号
新旧

異動年月日 令和 年 月 日
届出の任に当たっている者の氏名
届出の任に当たっている者の住所

届出年月日 令和 年 月 日
届出の任に当たっている者の氏名
届出の任に当たっている者の住所

※ 届出の任に当たっている者本人による署名の場合、押印は、必要ありません。

Table with columns: 氏名, 生年月日, 性別, 続柄, 住民票コード, 国籍・地域, 在留資格, 在留期間等, 国民年金, 国民年金種別, 国民年金番号, 介護資格, 後期高齢者, 児童手当, 職業, 異動項目 (戸籍, 選挙, 国保, 高後, 介護, 年金, 教育). Includes registration details and a signature line for the registrant.

- ※1 生年月日欄は外国人住民の方は国籍で記入しても差し支えありません。
※2 住民票コードは記入時のみ記載してください (住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。)。
※3 外国人住民の方のみ記入してください。
※4 日本人の方のみ記入してください。

(事務処理記載欄)

2 届出の受理

(1) 形式的審査

ア～ウ (略)

エ 届出書に届出の任に当たっている者の住所および届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名し、または印を押しているかどうか(令第26条)。

(2) (略)

3・4 (略)

第5 その他

1～4 (略)

5 本人確認情報の開示、訂正等

(1) (略)

(2) 本人確認情報の訂正

ア 申出の受理

(1)の開示を受けた、本人確認情報の本人又は法定代理人から、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があった場合は、当該者に対し、次に掲げる事項を明らかにさせることが適当である。

(ア) 氏名、住所、並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

(イ) 申出の内容

(ウ) 開示を受けた年月日

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう定型的な様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

イ～オ (略)

2 届出の受理

(1) 形式的審査

ア～ウ (略)

エ 届出書に届出の任に当たっている者の住所および届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名しているかどうか(令第26条)。

(2) (略)

3・4 (略)

第5 その他

1～4 (略)

5 本人確認情報の開示、訂正等

(1) (略)

(2) 本人確認情報の訂正

ア 申出の受理

(1)の開示を受けた、本人確認情報の本人、法定代理人又は登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人若しくは補助人から、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があった場合は、当該者に対し、次に掲げる事項を明らかにさせることが適当である。

(ア) 氏名、住所、並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

(イ) 申出の内容

(ウ) 開示を受けた年月日

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう定型的な様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

イ～オ (略)

(3) (略)

6 (略)

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行うにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(3) (略)

6 (略)

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行うにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(表)

第 号

身 分 証 明 書

勤 務 課

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。

令和 年 月 日

市(町村)長 氏 名

印

(裏)

住民基本台帳法(抄)

(調査)

第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査することができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(表)

第 号

身 分 証 明 書

勤 務 課

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。

令和 年 月 日

市(町村)長 氏 名

印

(裏)

住民基本台帳法(抄)

(調査)

第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査することができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

8・9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付

8・9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで、第15条の4第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項まで、並びに第21条の3第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付

ける。

A (略)

B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

C・D (略)

(イ) (略)

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

(エ)・(オ) (略)

イ～ケ (略)

コ 支援措置

(ア) (略)

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係

ける。

A (略)

B ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの

C・D (略)

(イ) (略)

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、当該申出者に係る住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

なお、当初受付市町村長は、申出者が住所地で住民登録した後に、2回以上、申出者の本籍が一の市町村から他の市町村に転籍している場合であつて、申出者が、2つ以上前の本籍地であつた市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出に係る支援を求め
る事務及び当該2つ以上前の本籍地であつた市町村を併せて申出書の備考等に記載することを求める。

(エ)・(オ) (略)

イ～ケ (略)

コ 支援措置

(ア) (略)

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係

る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)・(C) (略)

サ (略)

第6～第9 (略)

る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)・(C) (略)

サ (略)

第6～第9 (略)